

講師から～検討課題について

皆様、合格おめでとうございます。

- 1 「検討課題」と銘打って、事前に資料を公開しましたが、これは講義における事例研究のための素材であり、義務的な課題でも何でもありません。

従って、事前に検討されるかどうか、全く皆様の任意です。

ただ、事前にざっと目を通しておくと講義が理解しやすくなると思います。

- 2 検討課題は、判例・裁判例を素材にしています。

ですので、既に知っている、あるいは検討の過程で素材となったものを目にもすることもあるかと思います。その場合、どういう切り口で争点化されたかという観点で判例等を読み込んでみると面白いです。

- 3 上記のとおり、検討課題は判例等を素材にしていますが、全ての事実関係、争点を盛り込むことはできませんし、その必要性も乏しいと感じます。

そこで、不要と思われるところはカットし、かなりシンプルなものとなっています。また、過去の事例を扱うため、法令等の改正もあり、現在でも妥当するかは別途検討すべき場合もあるかと思います。

そのため、矛盾や齟齬があるかもしれませんが、講師としては、細かい議論より考え方の筋道を理解することが必要と考えていますので、何卒、ご海容下さい。

- 4 創造性・立証方法検討の見地から、あえて確定的事実を書いていないこともあります。

講師から 2 (訂正のお詫び)

- 1 「検討課題 5」本文及び「検討課題 5」の添付資料②「弁明書」にそれぞれ下記のとおり誤記がありました。

記

- ① 「検討課題 5」本文、1 頁、②、iii の 6 行目

誤× 繰越理損失

正○ **繰越損失**

- ② 添付資料②、弁明書、3 頁、6 行目

誤× 基本通達第 1 0 号関係 1 (1)

正○ **基本通達第 1 0 号関係 1 (3)**

です。お詫びの上、訂正致します。

- 2 また、蛇足ですが、検討課題における審査請求を行う日時は、任意の日に設定してもらって差し支えありません。

審査請求期間そのものを争点とする課題はありません。

具体的には、検討課題 2 及び検討課題 4 では、審査請求を行う日は、平成 2 9 年 7 月以前で考えて頂いて構いません。受講日現在で考えると審査請求期間が経過しており、却下となるだけで問題として意味がありませんから。

逆に、審査請求期間に支障が生じないのであれば、審査請求日を受講日以降にすることも問題ありません。